

産地連携サプライチェーン創出事業実施要領

制定 令和3（2021）年8月2日（生振第269号）

第1 趣旨

土地利用型園芸をフル加速化させ、他県の露地野菜産地との産地間競争を勝ち抜いていくためには、生産力の向上と併せ、優位性のある安定した販路を確保することが必要である。

このため、複数産地が結びつき、出荷期間の長期化や出荷数量の増加、一次加工等による新たなサプライチェーンを構築する取組を支援し、販路拡大によるリスク分散を進めながら産地の販売力強化を図る。

第2 事業の内容

この要領により実施する事業内容、事業実施主体、採択要件、補助率、補助対象は別表のとおりとする。

第3 産地連携構想の策定・承認申請等

1 産地連携構想の策定

産地連携構想の策定主体及び内容、承認申請の手続きは、次のとおりとする。

(1) 策定主体は、農業協同組合、農業生産組織、農地所有適格法人、認定農業者、実質化された人・農地プランに位置づけられた中心経営体、全国農業協同組合連合会栃木県本部のうち複数の者を構成員に含む協議会とする。

(2) 産地連携構想に定める事項は、次のとおりとする。

ア 産地連携構想の目的及び目標

イ 現状と課題

ウ 目標達成に向けた取組計画

エ 連携体制及び役割

オ その他必要な事項

(3) 目標年度は、策定年度の翌々年度とする。

(4) 策定主体は、様式2により産地連携構想を策定し、様式1により農業振興事務所長に承認申請するものとする。また、策定主体の範囲が2以上の農業振興事務所となる場合には、関係農業振興事務所と協議の上、申請する農業振興事務所を決定するものとする。

2 産地連携構想の承認

(1) 農業振興事務所長は、産地連携構想が以下の全てを満たす場合に承認する。

ア 複数産地（2産地以上）が販売のため相互に生産物の調整を行う等の連携した取組であること。

イ 連携した産地が同一先に販売する取組であること。

ウ 複数の販路を確保する取組であること。

(2) 農業振興事務所長は、当該構想の承認を行うに当たっては、内容の妥当性について、様式3により生産振興課と協議を行うものとする。なお、農業振興事務所長は、策定主体の範囲が他の農業振興事務所管内を含む場合には、関係農業振興事務所と協議を行った上で、妥当性協議を行うものとする。

(3) 農業振興事務所長は、構想を承認した後に関係市町村長に当該構想を送付する。

3 構想の変更

次に掲げる事項の変更は、1及び2に準じて行う。

(1) 策定主体の変更

(2) 目標数値の減少

4 構想の取組状況の確認及び達成状況の報告

(1) 策定主体は、構想の承認年度から目標年度までの間における毎年度、構想の取組状況を確認するとともに、目標の達成状況を様式4により、別途知事が定める日までに農業振興事務所長に報告するものとする。

(2) 事業実施主体が構想策定の翌年度又は翌々年度に事業を実施する場合にあっては、(1)の構想の妥当性について、様式3により生産振興課と協議を行うものとする。

第4 事業実施の手続き

1 事業実施計画の申請等

(1) 事業を実施する事業実施主体（全国農業協同組合連合会栃木県本部を除く。）は、様式5及び様式6により関係市町長に申請し、その承認を受けるものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、関係市町と協議の上、事業実施主体は市町長を経由せずに農業振興事務所長に申請し、その承認を受けることができるものとする。また、農業振興事務所の範囲が2以上となる場合は、関係農業振興事務所と協議の上、申請する農業振興事務所を決定して申請し、その承認を受けることができるものとする。

(2) 市町長は、(1)により申請された事業実施計画が事業の採択要件を満たし、かつ、事業計画の達成が確実であると見込める場合には、様式5及び様式6により関係農業振興事務所長に申請し、その承認を受けるものとする。

(3) 全国農業協同組合連合会栃木県本部が事業を実施しようとするときは、様式5及び様

式6により知事に申請し、その承認を受けるものとする。

2 事業実施計画の承認

- (1) 農業振興事務所長は、1の(1)又は(2)により提出された事業実施計画が事業の採択要件を満たし、かつ、事業計画の達成が確実であると認められる場合にこれを承認するものとする。
- (2) 知事は、1の(3)により提出された事業実施計画が事業の採択要件を満たし、かつ、事業計画の達成が確実であると認められる場合にこれを承認するものとする。

3 事業実施計画の変更

次に掲げる事項の変更は、1に準じて行うものとする。

- (1) 事業実施主体の変更
- (2) 事業実施地区の変更
- (3) 事業の廃止
- (4) 事業実施主体の事業種目ごとに事業費の30パーセントを超える増又は県補助金の増
- (5) 事業実施主体の事業種目ごとに事業費又は県補助金の30パーセントを超える減

第5 事業実施年度の事業実績の報告

- 1 事業を実施する事業実施主体（全国農業協同組合連合会栃木県本部を除く。）は、様式5及び様式6により、第4の1の(1)の申請先に事業実績を報告するものとする。
- 2 市町長は、事業実施主体から事業実績の報告があった場合には、様式5及び様式6により農業振興事務所長に報告するものとする。
- 3 全国農業協同組合連合会栃木県本部が事業実施主体となる場合は、様式5及び様式6により知事に報告するものとする。

第6 事業実施状況の報告等

- 1 事業実施主体は、実施年度の目標年度までの間における毎年度の実施状況を下表のとおり報告するものとする。

様式	報告先	報告期限
様式7及び様式8	計画承認申請先と同じ	当該年度の4月末日

- 2 市町長は、事業実施主体から事業実施状況報告があった場合には、実施状況を取りまとめの上、様式7及び様式8により5月末日までに農業振興事務所長に報告する。
- 3 農業振興事務所長は、2の実施状況の報告を受けた場合は、実施状況報告書の写しを速やかに知事に提出する。

- 4 農業振興事務所長は、1の実施状況の報告を受けた場合には、その内容を検討し、事業の目標に対して達成が見込めないと判断したときは、当該事業実施主体に対して必要な指導を行うものとする。

第7 事業の実施体制及び指導推進体制

- 1 事業実施主体は、事業を適正に実施するため、必要な実施体制を整備する。
- 2 事業実施主体は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、収入保険制度や価格安定事業への積極的な加入に努めるものとする。
- 3 県及び市町は、地域の実態や創意工夫を活かしつつ、本事業の効果的かつ適正な推進を図るため、関係機関の連携のもと、次の推進体制を整備する。

(1) 県段階

県は、市町や農業団体などを構成員とする支援体制を整備し、関係団体等との密接な連携のもと、事業の実施等について、推進・指導に当たるものとする。

(2) 市町段階

市町は、関係団体等との密接な連携を図り、事業の実施等について、推進・指導に当たるものとする。

第8 助成

- 1 この事業において、助成の対象とする経費は、別表に定めるとおりとする。
- 2 県は、予算の範囲内において、事業実施主体に対し、この事業に要する経費について、別に定める当該事業に係る補助金交付要領により助成するものとする。

第9 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、知事が別に定めるところによるものとする。

附 則（令和3（2021）年8月2日付け生振第269号）

- 1 この要領は、令和3（2021）年8月2日から施行する。
- 2 この要領は、令和8（2026）年3月31日をもって、その効力を失う。
ただし、別表の1の事業は、令和6（2024）年3月31日をもって、その効力を失う。